



3月末～4月上旬は、窓口が混み合います 転出などの手続きはお早めに

転勤・進学などで市外に転出する人は、市役所での手続きが必要です。手続きは、転出する日の14日前から可能です。新しい住所が決まりましたら、早めに手続きをしてください。

■転出手続きに必要なもの

- 国民健康保険に加入している人…国民健康保険被保険者証(学生被保険者証が必要な人は、学生証または在学証明書)
- 後期高齢者医療制度に加入している人…後期高齢者医療被保険者証
- 子ども・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦等医療費受給者証をお持ちの人…各種医療費受給者証
- 介護保険被保険者証をお持ちの人…介護保険被保険者証

上記に加え、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

(引っ越し手続きオンラインサービス)

転出の手続きは、マイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能です。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、日本国内での引っ越しをする際に利用できます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

<マイナンバーカード記載の住所・氏名が変わったときは…>

カードに新情報を記載しますので、窓口にお越しください。

住所や氏名が変わった場合は、マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書が失効しますので、継続利用する場合は再発行を受けてください。

<月曜日と金曜日は窓口業務時間を延長しています>

市役所本庁では、月曜日と金曜日に、窓口業務時間を午後6時30分まで延長しています。

▶問い合わせ先=市民環境課市民登録係(☎内線123)



引っ越し手続き  
オンラインサービス



住所変更についての詳細は市ホームページ

盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町で再利用ごみの出し方が4月から変わります

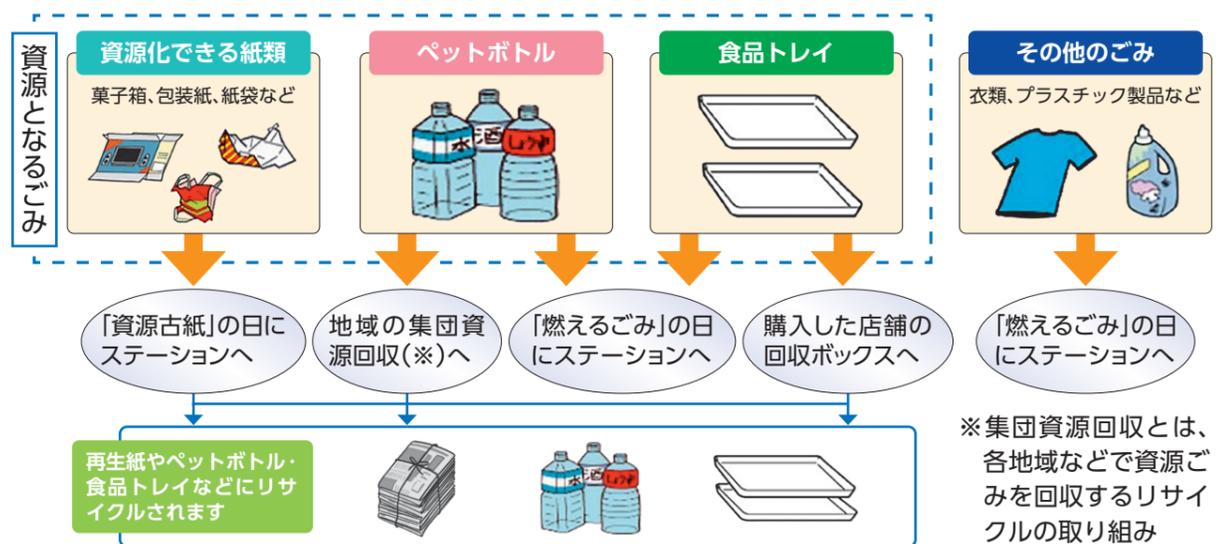
この地域での再利用ごみの出し方が、令和7年度から始まる新たなリサイクル(再商品化)の取り組みに向けて、一時的に変わります。

令和6年4月から、再利用ごみとしての収集は行いません。再利用ごみとして出していたごみは、燃

えるごみの収集日に出すことができますが、分ければ「資源」混ぜれば「ごみ」となりますので、引き続きごみの分別にご協力願います。

▶問い合わせ先  
市民環境課環境衛生係(☎内線126)

再利用ごみの4月からの分別方法



Q 下水道使用料を改定しないとどうなりますか？

A 下水道の維持管理や更新にかかる費用は、下水道使用料で賄うことが原則ですが、現状は下水道使用料のみでは必要な費用を賄っておらず、不足分を一般会計などの公費で補っている状況が続いています。

一般会計からの繰入額(令和2～4年度)

※千円未満四捨五入

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
繰入額	8億8,209万円	6億5,649万円	6億8,278万円

仮に下水道使用料を改定しない場合、処理施設や管路の更新などの必要な事業が計画的に実施できなくなり、汚水処理に支障が生じてしまいます。また、下水道使用料の改定を先送りすることは、負担を将来に先延ばしすることになるので、次の下水道使用料の値上げ幅を大きくしてしまうことにもなりかねません。

Q 今まで、どのような経営努力を行ってきましたか？

A 委託による業務の効率化や経費節減を図ってきたほか、下水道への接続奨励のため、未接続世帯への戸別訪問などを実施しています。

また、現在の公共下水道の計画区域について、下水道による整備手法と、合併処理浄化槽による整備手法との経済性を検証し、整備対象区域の見直しを行ってきました。

Q 何月分から値上げになるのですか？

A 令和6年5月の請求分(4月に使用した分)から新しい下水道使用料を適用します。詳しくは市ホームページを確認ください。



市ホームページ



3月31日から新たに下水道を使用できる区域をお知らせします

～下水道が使用できる区域にお住まいの人は、早期に接続しましょう～

令和6年3月31日から、盛町字沢川の一部、大船渡町字砂子前、宮ノ前、下船渡のそれぞれ一部、赤崎町字中井、宮野のそれぞれ一部、猪川町字長谷堂、中井沢、善蔵敷のそれぞれ一部、立根町字田ノ上の一部で新たに下水道が使用できるようになります。

公共下水道が使用できる区域に建物を所有する人は、排水設備の設置のみの場合は6カ月以内に、くみ取り便所の水洗便所への改造が伴う場合は3年以内に下水道に接続することが法律で定められています。新しく下水道が拡張される地域にお住まいの人も、すでに下水道が整備されている地区にお住まいの人も、まだ接続していない人は、早期に接続しましょう。